

下水道使用料の減免制度廃止のお知らせ

北九州市では、現在、生活保護世帯と中国残留邦人等生活支援給付世帯の皆様について、下水道使用料の基本使用料（消費税込み 697円/月）を減免しています。

この減免制度につきましては、これまで、さまざまな意見を聞きながらあり方を検討してまいりましたが、

- ①厚生労働省が、「下水道使用料は、生活保護費でまかなうべき」との見解を示していること
- ②他の指定都市においても制度の見直しが進み、現在では過半数の指定都市が減免を行っていないこと
- ③制度を開始した当初は、下水道の普及促進も目的としていましたが、現在では、下水道普及率が99.9%に達し、普及促進の役割を終えていること

などをふまえ、本市としては、負担の適正化を図るため、下水道使用料の減免制度について、廃止することといたしました。

皆様のご理解をいただきますようお願いいたします。

生活保護受給中は、経過措置として、
令和6年3月請求分まで減免を継続します。

げんめんせいどみなお

減免制度見直しのスケジュール

れいわねん 令和4年 がつにち 9月30日	れいわねん 令和4年 がつにち 10月1日	れいわねん 令和6年 がつにちこう 4月1日以降
げんめんせいど 減免制度 はいし 廃止	けいかそちきかん 経過措置期間 せいかつほごじゆきゆうちゆうげんめんけいぞく 生活保護受給中は減免を継続	げすいどうしやうりょう 下水道使用料の きほんしやうりょう 基本使用料の せいきゆうかいし 請求開始 がつせいきゆうぶん (4月請求分から)

※マイナポイント第2弾やプレミアム付き商品券、節水への取り組みなど、
かかけいふたんけいげんとくあんないどうふうかつよう
家計負担の軽減につながる取り組みの案内を同封していますので、ご活用
かくとくてんしんせいきげんちゆうい
ください。なお、各特典には申請期限がありますのでご注意ください。

問い合わせ先

じやうげすいどうきやく

上下水道お客さまセンター

うけつけじかんげつようびきんようびごぜんじぶんここじ
受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

しゆくじつおよがつにちがつにちのぞ
(祝日及び、12月31日～1月3日は除く)

でんわ

電話：093-582-3605

でんわ
お電話が繋がらない場合は、
ばあい
すこ
ま
ごじつ
少しお待ちいただくか、後日、おかけなおしてください。

きたきゆうしゆうしじやうげすいどうきやくけいえいきかくか
えいぎやうか
北九州市上下水道局経営企画課・営業課